

相談支援事業について

相談支援における基本方針

- 障害のある方が、住み慣れた地域で自立した日常生活、社会生活を営むことが出来るよう、身体の状態やそのおかれている環境等に応じて、ご本人または家族の選択に基づき適切な障害福祉サービスなどが、多様な事業者から総合的かつ効果的に提供されるよう支援します。
- 相談支援の実施に当たっては、障害のある方に提供される障害福祉サービスなどが特定の種類、事業者に偏ることがないように公正中立に行います。
- 相談支援の実施に当たっては、関係市町及び障害福祉サービス事業者、地域の保険・医療福祉サービスとの連携を図り、必要なときに必要な相談が行えるよう、総合的なサービスの提供につとめます。

委託障害者相談支援事業

市町の委託により、下記の事業を実施します。

なお、現在受託している障害者相談支援事業は、朝来市、養父市、香美町、新温泉町となります。

- **相談支援**
相談支援専門員を配置し、訪問、来所、電話、E-メールなどを通じてご相談をお伺いします。
相談支援専門員は、ご相談内容に応じ各種情報を提供し、関係機関との連絡調整を図りつつ、ご本人及び、ご家族と共に課題解決（支援内容）に向け検討を進めます。
- 詳細はお住まいの市町障害福祉担当者にご確認下さい。

指定特定相談支援事業／指定障害児相談支援事業

- **サービス利用支援・障害児支援利用援助**
障害福祉サービスの申請時に、どのようなサービスを利用して生活を充実させたいかなど、ご本人やご家族と相談して相談支援専門員がケアプランを作成します。
- **継続サービス利用支援・継続障害児支援利用援助**
申請し利用している障害福祉サービスがご本人の意向に添って利用できているかなど、状況把握（モニタリング）を行い継続的に支援します。
- 精神障害者の障害特性と支援技法を学ぶ研修、または地域移行に関する研修を修了した相談支援専門員を配置しています。
- 強度行動障害支援者養成研修（実践研修）を修了した相談支援専門員を配置しています。
- 医療的ケア児等コーディネーター養成研修を修了した相談支援専門員を配置しております。
- 高次脳機能障害支援者養成研修（実践研修）を修了した相談支援専門員を配置しています。
- **24時間緊急時連絡体制**
- **主任相談支援専門員の配置**